

事 務 連 絡

平成27年11月18日

一般社団法人 全国保育士養成協議会 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

指定保育士養成施設における授業期間の取扱いについて（周知のお願い）

指定保育士養成施設の適正な運営につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令」（平成25年文部科学省令第13号）により、大学及び短期大学における授業期間について、10週又は15週にわたる期間を単位として行うことを原則としつつも、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、各大学及び短期大学における創意工夫により、より多様な授業期間の設定が可能となるよう平成25年3月に改正されています。

これを受け、指定保育士養成施設（以下「養成施設」といいます。）においても同様の取扱いが可能である旨、「大学設置基準及び短期大学設置基準の改正に伴う対応について」（平成25年6月28日付事務連絡）により、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」といいます。）を通じて養成施設に対し周知を行ったところです。

しかしながら、養成施設における授業時間数の設定について、従前の取扱い（15コマ＋1試験）を変更してはならないものと認識されている事例が見受けられ、より多様な授業時間数の設定を可能とする本取扱いについて、養成施設に十分に周知されていないことから、都道府県等を通じて再周知を行うこととしたところです。

つきましては、本取扱いについて広く周知を図る観点から、貴団体におかれましても、下記について、貴団体に加入する養成施設に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

1 授業期間の設定

指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）の授業期間の設定に当たっては、以下の点を踏まえ、柔軟に対応することが可能であること。

- (1) 授業期間については、10週又は15週にわたる期間を単位として行うことを原則とする。

(2) 上記(1)に当たっては、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる場合は、養成施設の創意工夫により、より多様な授業期間の設定が可能であること。

【具体的事例】

- 週複数回授業の実施
 - ・ 8週間で、1時間の講義を週2回実施
- 1コマ当たりの授業時間の見直し
 - ・ 1コマ当たりの授業時間を延ばし、13週間で、1.2時間の講義を週1回実施
- 様々な授業形態の組み合わせ
 - ・ 13週間で、1時間の講義を週1回実施し、特定の日にフィールドワーク(6時間)を実施
 - ・ 11週間で行う「サービス・ラーニング」
 - ① 6週間、1時間の講義を週1回行う
 - ② 4週間、地域における社会奉仕活動を週1回(1回当たり6時間)行う
 - ③ 最後の週に、振り返り学修として、演習授業を1回(2時間)行う

など

2 留意事項

(1) 学事暦の変更する場合は、学則の変更が必要であり、この場合、文部科学大臣への届出が必要であること。

(2) 授業期間の設定に当たっては、「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令」(平成25年文部科学省令第13号)(別添1参照。以下「改正省令」という。)及び「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について」(平成25年3月29日24文科高第962号文部科学省高等教育局長通知)(別添2参照)に留意すること。

(3) 本取扱いにより学則等を変更した場合において、学則に掲げる「修業年限」「修業教科目単位数及び履修方法」「学生定員」「入所資格」及び「単位の算定方法」以外の事項に係る変更については、地方厚生(支)局長への届出は不要であること。

(4) 改正省令に伴い、

- ① 多様な授業期間が設定されることにより、養成施設ごとに授業の実施回数、方法、期間等は異なるものであること、
- ② 養成施設のほとんどが大学、短期大学、専修学校(全体の99.4%)であり、これらの養成施設では学校教育法に基づく認証評価制度や自己評価制度に基づき運営改善が図られる仕組みとなっていること

から、授業が適切に行われているかどうかの確認に当たっては、学事暦による確認のみで足りるものであり、学生の出席簿や教員の出勤簿等による確認までは要しないものであること。

(照会先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育士対策係 山本・緒方

電話：03-5253-1111（内線：7958）

E-mail：yamamoto-daisaku@mhlw.go.jp

ogata-yoshua@mhlw.go.jp